

サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づき
サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人について（案）

平成 28 年 10 月 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 13 条の規定に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人については、サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 31 号）が施行される日において、別紙のとおり指定するものとする。

(別紙)

サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ
戦略本部が指定する法人（案）

平成 28 年 10 月 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 13 条の規定に基づき、
サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人は、次に掲げるものとする。

地方公共団体情報システム機構
地方公務員共済組合連合会
地方職員共済組合
都職員共済組合
全国市町村職員共済組合連合会
国家公務員共済組合連合会
日本私立学校振興・共済事業団
公立学校共済組合
日本年金機構